

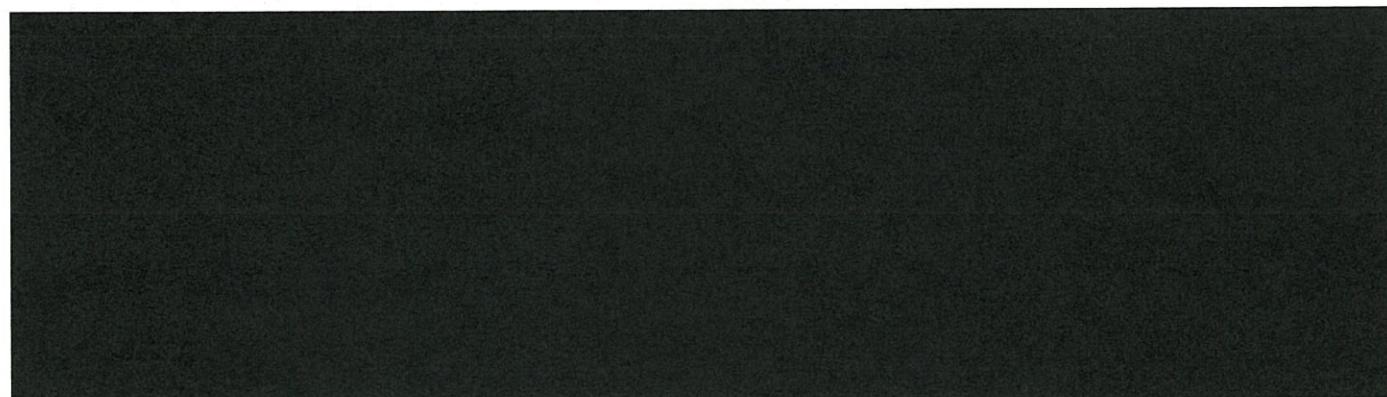
英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について

1. 案件の概要

- 英國が [REDACTED] 空対空ミサイル Meteor(ミーティア)への我が国が保有するシーカー技術の適用に関する共同研究。
- ミーティアに、我が国が保有する [REDACTED] シーカー技術 を組み合わせた場合の機能、性能、 [REDACTED] について、机上検討(シミュレーション)を通じて分析するというもの。
- ミーティアは [REDACTED] 空対空ミサイルであり、 [REDACTED]
- 本共同研究により技術的実現可能性等について [REDACTED]



Meteor(ミーティア)



2. 防衛装備移転三原則上の整理

原則1:移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は移転しない

- ①我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- ③紛争当事国への移転となる場合

原則2:移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査

【運用指針】1 防衛装備の海外移転を認め得る案件

(2) 我が国の安全保障に資する場合

- ア 我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産の実施

【運用指針】2 海外移転の厳格審査の視点

個別案件の輸出許可に当たっては、(中略)

- ・ 仕向先及び最終需要者の適切性
- ・ 当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度

の2つの視点を複合的に考慮して、移転の可否を厳格に審査するものとする。

- 原則1:該当せず

- 原則2:我が国の安全保障の観点から積極的意義あり

➤ 本件共同研究について、英國から

安全保障面

での協力関係がある英國との安全保障・防衛協力の強化に資する。

➤ 本件共同研究の対象である [REDACTED] 空対空ミサイルは、将来の自衛隊の能力向上に資する可能性がある。

- シーカー情報の仕向先は、我が国にとって米国に次ぐ主要な装備・技術協力の相手国である英国であり、最終需要者は、英国防省及びその契約者である [REDACTED] であり、適切。

- シーカーはミサイルの能力を決定する枢要な構成要素のひとつであり、[REDACTED] 厳格な管理をするところ、成果情報も含めて日英間の協定に基づいて管理が行われるため、適切。

原則3：目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定

【運用指針】3 適正管理の確保

防衛装備の海外移転に当たっては、海外移転後の適正な管理を確保するため、原則として、**目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。**

- **原則3：日英間の防衛装備品等の共同開発等に係る協定に基づき、目的外使用及び第三国移転についての我が国の事前同意を義務づける。**

3. 結論

本件技術情報の英国への移転は、①移転を禁止する場合に該当せず、また、②我が国安全保障の観点から積極的な意義を有する国際共同開発・生産の実施に伴うもの。

移転を認めうる場合として厳格に審査した結果、移転された技術情報は英國国防省によって厳格に管理され、我が国安全保障上及ぼす懸念の程度は低く、仕向先及び最終需要者も適切と認められる。

さらに、③日英間の協定により、目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意が義務付けられるところ、移転後の適正な管理は確保される。以上により、本件技術情報の英国への移転を認め得るものとする。